

# 森林環境譲与税の用途について

## 背景

森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源のかん養、地方創生や快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものです。

そのため、森林環境譲与税の原資となる森林環境税は、災害防止や地球温暖化防止等の公益的機能を有する森林を国民全体で支えるため、令和6年度から年1,000円課税されることとなります。

なお、森林環境譲与税については、令和元年4月から運用開始となっています、森林経営管理法に基づく新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林現場における諸課題に早期に対応するため令和元年度より譲与されています。

## 目的

令和元年度から譲与が開始された森林環境譲与税は、法令で用途が定められており、市町村は森林整備や担い手対策、木材利用の促進や普及啓発等に関する費用に充てることを目的に国から譲与されます。

## 用途の公表

市町村及び都道府県は、森林環境譲与税の用途等を公表しなければならないとされています。

〔関係法令〕

○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（抄）

## 譲与税の額

- ・令和元年度 13,306千円（9月：6,653千円、3月：6,653千円）
- ・令和2年度 28,276千円（9月：14,138千円、3月：14,138千円）
- ・令和3年度 27,938千円（9月：13,990千円、3月：13,948千円）
- ・令和4年度 28,000千円（予定）

〔譲与税については、毎年9月と3月の年2回で譲与されます。〕

## 平取町における用途

平取町においては、森林整備の促進を目的とする「平取町森林環境譲与税活用事業」及び木材利用の促進、木育の推進、普及啓発による住民の理解促進を図ることを目的とする「平取町木育推進事業（ウッドピリカ）」に活用しています。

また、令和4年度より町内の公共施設において施設の木質化を図り、地域住民に広く木材の良さを伝えることにより、一般住宅等での木材利用を促進するために活用します。

なお、森林環境譲与税の一部については、今後の森林整備事業の増加に備えて「平取町森林環境譲与税基金条例」に基づき基金に積立てを行います。

## 令和3年度活用実績及び令和4年度活用計画

### ○令和3年度（決算見込）

事業名等	内容	金額
平取町森林環境譲与税活用事業	民有林の森林整備事業に対する助成 ※申請実績なし	0円
平取町木育推進事業 （ウッドトイふれあい事業）	乳幼児へ木製玩具等の記念品贈呈	265,760円
平取町木育推進事業 （木育広場事業）	木製遊具の製作及び各種事業での設置	297,000円
平取町木育推進事業 （木育教室事業）	木育教室の開催経費（材料費）	31,000円
平取町森林環境譲与税基金積立金	次期対策に向けた基金への積立	27,344,240円
合 計		27,938,000円

※決算額については、町議会で決算が認定されたのちに改めて公表します。

### ○令和4年度（計画）

事業名等	内容	金額
平取町森林環境譲与税活用事業	民有林の森林整備事業に対する助成 （間伐、枝打ち、付帯作業路）	14,000千円
平取町木育推進事業 （ウッドトイふれあい事業）	乳幼児へ木製玩具等の記念品贈呈	450千円
平取町木育推進事業 （木育教室事業）	木育教室の開催経費（材料費他）	100千円
公共施設木質化事業（仮称）	公共施設の木質化を実施	3,450千円
平取町森林環境譲与税基金積立金	次期対策に向けた基金への積立	10,000千円
合 計		28,000千円

～お問い合わせ先～

〔 平取町役場 産業課林務係 〕

〒055-0192

北海道沙流郡平取町本町28番地

TEL：01457-2-2223

FAX：01457-2-2277